

保護者様へ

中学3年生のインフルエンザ 予防接種費用の一部助成のお知らせ

東松山市では、中学3年生（相当の方）に「インフルエンザ予防接種」の接種費用の一部助成を行います。

なお、このインフルエンザ予防接種は、予防接種法に定められていない任意の予防接種のため接種の義務はなく、「予防接種の効果」、「副反応」、「健康被害救済制度」等についてよく理解し、本人（又は、その保護者）が希望した場合に接種できます。

接種期間 令和2年10月20日（火）～令和3年1月31日（日）
（医療機関の休診日は除きます）

対象となる方 接種日において市内に住民票の有る、中学校3年生相当の方

※福島県内の13市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、
楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）から
住民票を移さずに避難している方も、助成の対象となります。

自己負担額 1,000円（生活保護受給者証を医療機関に持参の方は、無料。）

接種回数 1回

接種場所 市内及び比企管内の委託医療機関（直接ご予約下さい。）

持ち物 ○このお知らせにある「中学3年生インフルエンザ予防接種」希望書
○健康保険証（または、生活保護受給者証）○母子健康手帳

問い合わせ先 東松山市保健センター 0493-24-3921

（きりとり）

（きりとり）

- インフルエンザの予防接種を希望される方は、こちらを切り取って医療機関へお持ちください。
- 医療機関へは必ず保護者の方が同伴してください。
- 福島県内の13市町村に住民票のある方は、福島県の住所もご記入ください。

東松山市「中学3年生インフルエンザ予防接種」希望書

市から配られている「インフルエンザワクチン説明書」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性について理解したうえで、接種を希望します。

令和 年 月 日

被接種者氏名 _____

住 所 東松山市 _____

福島県 _____

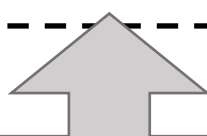
保護者自署 _____

令和2年度小児個別予防接種委託医療機関（東松山市内）

医療機関名	住 所	電 話	医療機関名	住 所	電 話
赤沼医院	材木町	22-0843	たなか内科眼科クリニック	松葉町	23-1151
新井クリニック	西本宿	35-5550	つかさクリニック	松風台	31-1450
いちごクリニック	東 平	36-1115	辻保順医院	新 郷	23-9045
上野クリニック	松山町	22-1019	時光医院	東 平	39-2126
榎本耳鼻咽喉科	材木町	22-3478	中川医院	柏 崎	23-1004
笠原クリニック	毛 塚	35-1830	中澤医院	本 町	22-0710
柏原内科医院	市ノ川	24-0376	にこここハート内科クリニック	五領町	27-2525
樺澤内科医院	松山町	23-5813	ハロークリニック	大 谷	36-1086
岸澤内科心療科医院	材木町	22-0762	東松山市立市民病院	松 山	24-6111
河野医院	松本町	22-3056	福島医院	新宿町	22-8050
こどもクリニックいとう小児科	岩 殿	34-4145	ほしこどもおとなクリニック	上野本	24-0753
さいわい内科クリニック	幸 町	27-3181	松山クリニック	殿山町	22-6955
シャローム病院	松 山	25-2979	峯医院	材木町	22-0005
須田医院	本 町	22-0041	むさし松山脳神経外科クリニック	本 町	22-0071
高坂耳鼻咽喉科医院	西本宿	35-5410	村山内科小児科クリニック	東 平	39-3483
高橋内科胃腸科クリニック	御茶山町	23-0880	吉田産婦人科内科医院	御茶山町	24-1002
たけのや皮膚科	上唐子	24-1511	横山内科循環器科医院	上野本	24-3225

※上記以外にも、比企管内（吉見町・滑川町・川島町・嵐山町・小川町・ときがわ町・鳩山町・東秩父村）の一部医療機関においても接種を受けることができます。

-----（きりとり）-----



こちら（表面）は、東松山市「中学3年生インフルエンザ予防接種」の希望書です。

インフルエンザの予防接種を希望される方は、切り取って医療機関へお持ちください。

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによって引き起こされます。

主な、感染経路は、インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどにより、ウイルスが空中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

流行の時期は、初冬から春先までで、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴う等、重症になることがあります。

2. インフルエンザワクチンの有効性

インフルエンザの予防の基本は、栄養・休息・手洗い・咳エチケットなど普通の風邪の予防と合わせて、流行する前に予防接種を受けることです。

インフルエンザワクチンの接種をすればインフルエンザにかからないというものではありませんが、発症を抑える効果が一定程度認められています。

また、発症後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎や脳症等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいます。これをインフルエンザの「重症化」といいます。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果です。

なお、予防接種を受けてから免疫ができるまでに2週間程度かかり、その効果が十分持続する期間は約5か月間とされています。このことから、毎年インフルエンザが流行する前の12月上旬までに、ワクチン接種を終えることが望ましいとされています。

3. インフルエンザワクチンの副反応

比較的多くみられる副反応には、接種した場所（局所）の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）等が挙げられます。接種を受けられた方の10～20%に起こります。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などが見られます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、通常2～3日でなくなります。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み（発赤）、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）が見られることもあります。

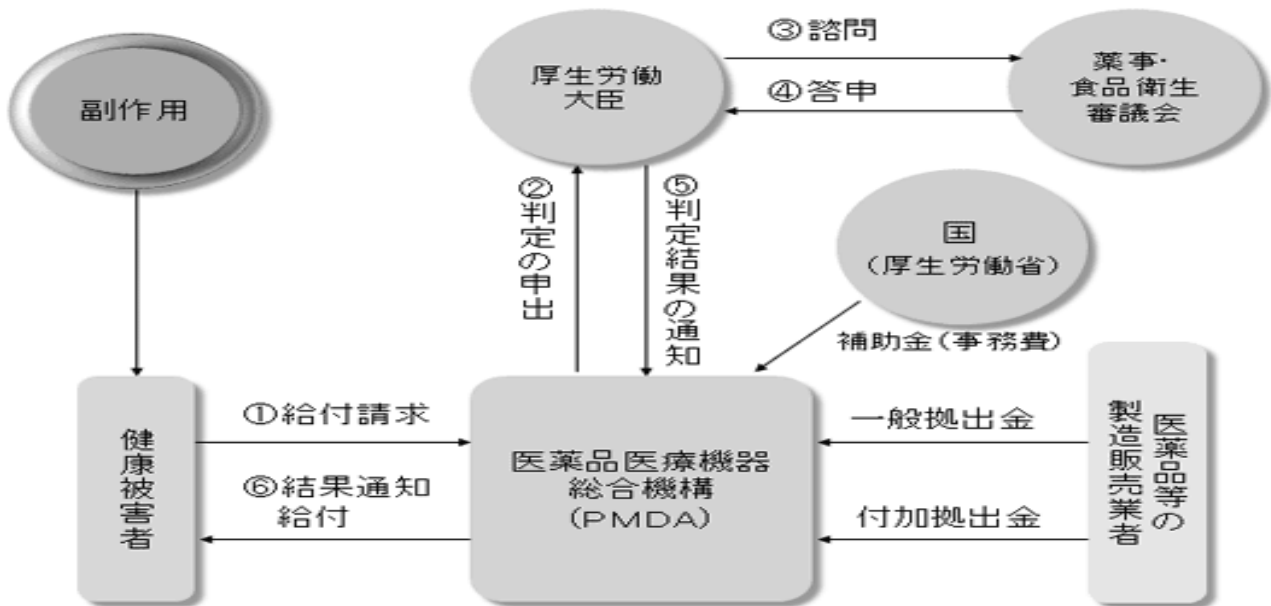
そのほかにも、重い副反応の報告がまれにありますが、報告された副反応の原因がワクチン接種かどうかは、必ずしも明らかではありません。

4. 予防接種健康被害救済制度について

任意の予防接種は予防接種法に基づく救済は受けられません。

任意の予防接種である「中学3年生のインフルエンザ予防接種」により健康被害が生じた場合は、東松山市予防接種事故災害補償規則、または独立行政法人医療機器総合機構による「医薬品副作用被害救済制度」により救済の対象となります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、または保健センターへお問い合わせください。



5. 予防接種を受けることが適当でない方

- ・明らかに発熱（37.5℃以上）をしているお子様
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子様
- ・ワクチンに含まれる成分で、「アナフィラキシー」を起こしたことがあるお子様
- ・予防接種後2日以内に発熱及び発疹等のアレルギーを疑う症状が見られたお子様
- ・その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合

6. 予防接種の判断を行うに際して注意を要する方

- ・心臓血管系、腎臓、肝臓、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子様
- ・過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子様
- ・過去に免疫不全の診断を受けていたり、近親者に先天性免疫不全症の方がいるお子様
- ・間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある。
- ・ワクチンの成分に対しアレルギーがあるといわれたお子様

7. 予防接種を受けた後の注意

- ・接種直後の30分間は、医療機関で腰かけて様子を見ましょう。接種後24時間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種当日の過度な運動は、体調の変化をきたしやすいので避けましょう。
- ・接種当日の入浴は、差し支えありません。接種した所は擦らないようにしましょう。
- ・接種後、接種部位の異常や体調の変化があった場合は、医師の診察を受けましょう。